

副本

平成30年(行コ)第35号 石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人 岩下和雄 ほか105名

被控訴人 国

第1準備書面

平成31年2月28日

福岡高等裁判所第4民事部卜係 御中


被控訴人指定代理人

石井崇 

堀田佳輝 

岡田佳子 

後藤英司 

新嘉喜まり子 

井浦義典  代

渡邊雅彦  代

紙谷晴子  代

森 本 伸 代

前 田 智 明 代

被控訴人は、本準備書面において、控訴人らの2018年（平成30年）12月13日付け控訴審第1準備書面（以下「控訴人ら第1準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 他のダムに関する事情と平成24年水需要予測の合理性との関係について

1 控訴人らの主張

控訴人らは、「全国のダムにおいて、石木ダム同様、①ダムが建設される前に、利水面において『ダムが必要である』とする事業者（起業者）の説明について、明白な誤りが指摘されていたにもかかわらず建設が強行され、②ところが、実際にダムが供用開始されたところ、①の指摘通り、利水面で不必要であることが明らかになり、③その結果、自治体の財政をひっ迫させたり、水道料金が値上がりしたりなどの悪影響が出ている」のであり、「このことが、本件に対する『裁量権の範囲を画する』基準の一つとなる」（控訴人ら第1準備書面第1の1及び2・1ページ）として、他のダムに関する事情が平成24年水需要予測の合理性、ひいては本件事業認定の適法性に影響するかのよう主張し、苫田ダム、徳山ダム、宮ヶ瀬ダム及び当別ダムに関する事情をるる主張する（控訴人ら第1準備書面第2の1ないし4・3ないし15ページ）。

2 他のダムに関する事情は、平成24年水需要予測の合理性や、本件事業認定の適法性とは関係がないこと

(1) しかしながら、原審における被告第7準備書面第2の6(2)（13ページ）で述べたとおり、そもそも、水需要予測は、各水道事業者が、個別具体的事情を踏まえてそれぞれ策定しているものである。

この点について、水道法2条の2第1項は、「地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施する」と定めている。同項において「自然的社会的諸条件に

応じて」とされているのは、水は地域属性が強く、水道水の供給は地形その他の自然的条件に影響を受けざるを得ないため、水道の計画的な整備に当たっては、当該地域の自然的条件を考慮するとともに、当該地域の歴史的、文化的、社会的、経済的諸条件に即して合理的な施策を策定し、これを実施しなければならないという趣旨である（乙B第38号証）。

(2) 以上のことからすれば、水需要予測は、個別地域の多種多様な条件に制約されていることが明らかであるから、石木ダム以外のダムに関する事情は、平成24年水需要予測の合理性や、本件事業認定の適法性を判断するに当たって、意味を持たないというべきである。

よって、控訴人らの上記主張は、失当である。

第2 水需要予測とその後の実績値との乖離について

1 控訴人らの主張

控訴人らは、控訴人ら第1準備書面第2の1ないし4（3ないし15ページ）で挙げる苦田ダム、徳山ダム、宮ヶ瀬ダム及び当別ダムについて、「いずれも、利水において『事業関係者が予測するような需要になることはない』と指摘されていたにもかかわらず、その意見を無視して多額の費用を投じてダムを建設したものの、案の定、需要予測（引用者注：「需要」の趣旨と思われる。）が延びず、無駄なダムと多額の費用負担を抱えて途方に暮れ、最終的には市民に転嫁する、という結果となっている。」、 「いずれのダムも歩んできた道は同じであり、かつ、本件訴訟で控訴人らが指摘する『佐世保市と石木ダムの末路』とも一致する。（中略）石木ダムと前掲4つのダムがこれほど類似するのは決して偶然ではない。なぜならば、いずれも、『現在までの水利用実績の推移から明らかに大きく外れた水需要予測をしているし、かつ、その水需要予測には合理性がなく、ただ単にダムを建設するために必要な水需要量を適当に出している』だけだからである。いずれも『先に結論ありき』の水需要予測である。」

と主張する（控訴人ら第1準備書面第2の5(1)ないし(3)・15ページ）。

- 2 水需要予測とその後の実績値との乖離をもって、平成24年水需要予測が違法であるということはできず、この点に関する被控訴人の主張が正当であることは、裁判例からも明らかであること

- (1) しかしながら、水需要予測とその後の実績値との乖離をもって、平成24年水需要予測が違法であるということはできないことは、原審における被告最終準備書面第3の1(3)イ（17ないし19ページ）、控訴審における答弁書第4の1(2)ア（13ないし15ページ）等で詳述したとおりである。

すなわち、水道施設整備における水需要予測は、一時的な変動のみによることなく、長期的かつ先行的な観点から、将来の社会の発展にも対応できるものであることが求められるものであり、水需要予測が実績値と乖離しているからといって、同予測に関する判断について、直ちに裁量権の逸脱・濫用があると評価されるものではない。また、水需要予測の数値は、リスク管理の観点から将来の安定性及び安全性を見込んで設定される負荷率及び安全率を考慮して算定されるものであるから、実績値が水需要予測の数値を下回ることは十分に想定され、反対に、水需要予測の数値と同程度の実績値がある場合には水道供給能力に余力がないことを意味し、リスク管理の観点から不適切な予測である。さらに、水需要予測は、計画取水量、すなわち、将来の安定供給を確保する上で必要となる水源施設の能力規模を算定するものであるのに対し、実績値は、現在保有している水源施設の能力の範囲内においてのみ記録されるものであることから、特段の事情がない限りは、実績値が水需要予測の数値を下回ることは十分に想定されることである。

- (2) 水需要予測の値とその後の実績値との乖離をもって平成24年水需要予測が違法であるということはできないという被控訴人の主張が正当であることは、以下の裁判例からも明らかである。

ア すなわち、名古屋高等裁判所平成18年7月6日判決（乙B第39号証。

控訴人らが控訴人ら第1準備書面第2の2・6ないし10ページで挙げている徳山ダムに係る事業認定取消及び収用裁決取消請求事件の控訴審判決。)において、「水資源開発施設は、計画から完成に至るまで長期間を要する上、水需要の増加に対し、供給量は水資源開発施設の供給時点で階段状にしか増加せず、次の施設が供用されるまで供給能力の増加が見込めないという性質を有するものであるから、その間、需要量が供給能力を上回れば、給水制限を実施せざるを得なくなり、国民生活に重大な支障を生じさせることとなる。したがって、水資源開発施設の建設は、将来の経済、社会の発展にも対応することができるよう、先行的に開発を進めることが必要であると認められるから、その結果、水資源開発施設が完成し供用を開始された後の特定の時点において、水の需要量と供給量に差が生じるのはやむを得ない現象であり、そのことから、当然に水資源開発の前提となった水需要予測が誤りであるということとはできないというべきである。前記のとおり本件水需要予測が不合理であるということとはできないことに加え、上記の点も考慮すれば、本件水需要予測を是認した建設大臣の判断が不合理であったということとはできず、これを前提に本件事業認定を行った建設大臣の裁量に逸脱又は裁量権の濫用があったということとはできない。」(同号証18及び19ページ)と判示されている。

イ また、広島高等裁判所岡山支部平成18年7月27日判決(乙B第40号証。控訴人らが控訴人ら第1準備書面第2の1・3ないし6ページで挙げている苫田ダムに係る事業認定取消請求事件の控訴審判決。)において、「控訴人らは、岡山県が行った上記の各予測は、工業用水及び水道用水(生活用水)において過大なものであり、実績から乖離したもので、違法なものであるとして縷々主張する。しかし、前記イで認定したとおり、平成6年の渇水の際に取水制限を長期間にわたってせざるを得なくなったこと、将来の水需要は社会的、経済的あるいは政策的な要因等によって大きく変

化する可能性もあり、また、水需要の増加に対する対応は短期的には困難であり、長期的なる観点から考察する必要性があることからすれば、仮に実績が予測を下回ることがあったとしても、そのことから直ちに、当該予測が合理性のない違法なものであるとはいえないというべきである。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。」(同号証3ページ)と判示されている。

(3) よって、控訴人らの上記主張は、失当である。

第3 結語

以上のおおり、控訴人らの主張はいずれも失当であり、控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上